

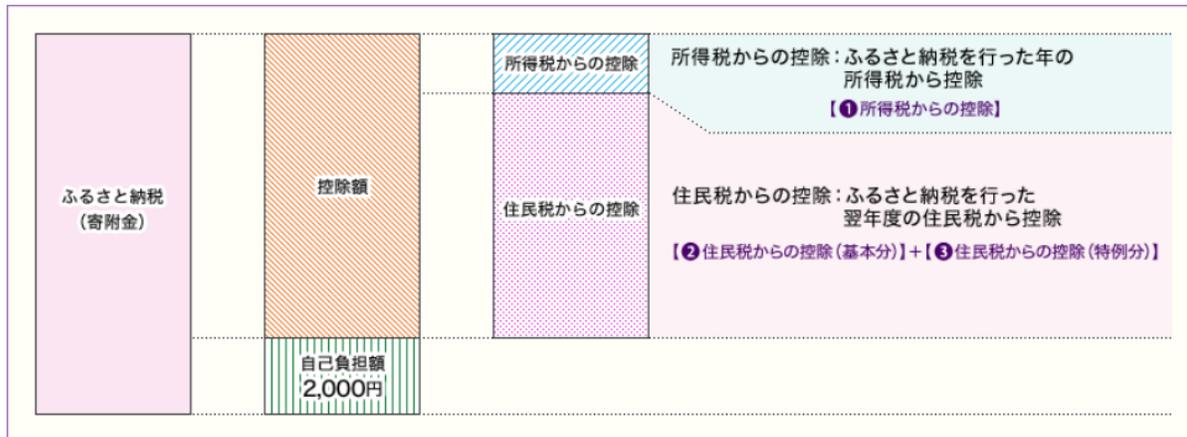
『ふるさとと納税』について

(1) ふるさとと納税ってどんな制度？

「納税」という言葉が用いられていますが、実際には、都道府県や市区町村への「寄附」です。
一般的に自治体に寄附をした場合、確定申告を行うとその寄附金額の一部が所得税及び住民税から控除されます。
しかし、ふるさと納税は原則として自己負担額の2,000円を除いた全額が控除の対象となります。
また、都道府県や市区町村は寄附者に対し、国が定めた基準の範囲内で地域の特産品等の返礼品を送付することが出来ます。

(2) ふるさとと納税制度が出来たきっかけ

多くの方が地方のふるさとで生まれ、その自治体から医療や教育等様々な住民サービスを受けて育ち、その後、進学や就職を機に生活の場を都会に移し、そこで納税を行います。
その結果、都会の自治体は税収が入りますが、自分が生まれ育った故郷の自治体には税収が入りません。
そこで、「今は都会に住んでいても、自分を育ててくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも納税できる制度があっても良いのではないか」、そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て、平成20年度に始まりました。



『ふるさと納税』について

(3) ふるさと納税の3つの理念

①納税先の選択による納税者意識の醸成

納税者が寄附先を選択する制度であるため、寄附金の使われ方を考えるきっかけとなる制度であり、納税の大切さを自覚する貴重な機会になります。

②ふるさととの大切さの再認識

生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域やこれから応援したい地域の力になれる制度です。

③地方公共団体の自治意識の進化

自治体が国民に取組をアピールすることでふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進行します。

(4) 熊本市のふるさと納税の特徴

平成28年熊本地震の際には、速やかに震災関連の寄附メニューを設け、国内外から多くの寄附が寄せられ、復旧復興の財源として有効活用しました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、令和2年6月に寄附メニューに「新型コロナウイルス感染症対策」を追加しました。
(単位：億円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	合計
熊本地震関連	35.7	11.8	6.7	3.8	58.0
その他	1.2	0.2	0.1	0.1	1.6
合計	36.9	12.0	6.8	3.9	59.6

(5) ふるさと納税の利用について

ふるさと納税は、近年国内で頻発する自然災害の被災地支援やふるさとを応援したい方の思いに応える制度として有効に機能しています。

また、令和元年度における全国の寄附総額は約5,000億円規模に達しており、国民の認知度は年々高まっています。

しかしながら、過去には豪華な返礼品を利用し、過度に寄附金を獲得した事例が存在するほか、寄附者が居住している自治体へ納めるべき市税の一部が他の自治体へ移管するスキームであることを踏まえ、国が定めたルールを順守し、制度の趣旨を理解したうえで、ふるさと納税制度を正しく運用し、利用する必要があります。



ふるさと納税で
日本を元気に!